

令和5年 第7回

教育委員会定例会会議録

とき 令和5年6月13日

品川区教育委員会

令和5年第7回教育委員会定例会

日 時 令和5年6月13日(火) 開会：午後3時  
閉会：午後3時44分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき  
教育長職務代理者 富尾 則子  
委 員 海沼 マリ子  
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博  
庶 務 課 長 宮尾 裕介  
学 務 課 長 柏木 通  
指 導 課 長 中谷 愛  
教育総合支援センター長 丸谷 大輔  
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦  
品川図書館長 吉田 義信  
学校施設担当課長 森 雄治  
統括指導主事 升屋 友和  
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝  
書 記 藤沼 真也子  
書 記 田島 希望

傍聴人数 3名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 45 号議案 品川区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 協議事項 1 区立学校におけるいじめ事案について
- 報告事項 1 6月補正予算について
- 報告事項 2 教育委員の公募について
- 報告事項 3 令和5年度 感染症による臨時休業措置状況
- 報告事項 4 教職員の任免等について（休職）

令和5年第7回教育委員会 定例会

令和5年6月13日

【教育長】 ただいまから、令和5年度第7回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に冨尾教育長職務代理者、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

なお、塚田委員より、本日の委員会に欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。

続いて、会議の持ち方についてですが、日程第3、報告事項4、教職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第45号議案、品川区文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、第45号議案品川区文化財保護審議会委員の委嘱についてを御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の1を御覧をいただければと思います。

文化財保護審議会は、地方自治法に基づき設置をしている附属機関で、所掌事務は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について、教育委員会に建議することとされております。

委員は10人で、そのうちの1人が、区議会議員から選出をされております。

このたび、区議会議長から委員の推薦がありましたことを受けまして、品川区文化財保護条例第41条及び第42条第1項の規定に基づき、当該議員を品川区文化財保護審議会委員として委嘱するというものでございます。

資料1枚おめくりください。

候補者はこしば新議員でございます。

任期は、本日、6月13日から前任者の残任期間である11月30日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 質疑はございますか。

ないようですので、品川区文化財保護審議会委員の委嘱について採決をしていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 それでは、採決いたします。

第45号議案、品川区文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、協議事項1、区立学校におけるいじめ事案について。本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局として会議の取り扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 本件につきましては、現在継続中の案件でございまして、個別のいじめ事案の進め方に関する協議の場でございます。

したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断しております。以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に、会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定をいたしました。

次に、日程第3、報告事項1、6月補正予算について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについて、どのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 6月補正予算についてにつきましては、区議会の議決前の案件でございます。

したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であるというふうに判断をいたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。

本件は、品川区教員委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は、このように決定しました。

次に、日程第3、報告事項2、教育委員の公募について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から教育委員の公募について御説明をさせていただきます。恐れ入ります。資料の4を御覧いただければと思います。

1、目的でございます。諸課題に対しまして、これまで以上に、幅広い視野、それから、柔軟な発想を取り入れ、より開かれた教育委員会としていくことを目的に、このたび、委員の公募を行うものでございます。

2番の効果でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員の中に保護者が入っていることを定めております。

今回、この保護者枠を公募することによりまして、子育て世代の意見を教育行政に取り入れられ、保護者の参画意識も高められるというふうに考えてございます。

3番、募集内容でございます。

(1) 応募資格ですが、①品川区長の被選挙権を有していること。②中学生以下の保護者であること。③品川区の住民登録があること。④法で定める破産・禁固刑などに該当していないことでございます。

(2) 任期ですが、令和5年10月11日から令和9年10月10日までの4年間。

(3) 選考方法は、一次選考で小論文、二次選考で面接を予定しております。

(4) スケジュールは記載のとおりでございますが、6月に募集を行いまして、7月、来月、一次選考、8月に二次選考、9月には、候補者を決定し、その後、区議会に任命同意の議案を出ささせていただく予定です。

なお、この選考に係る一連の事務につきましては、区長部局において実施するということを予定してございます。説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村委員。

【吉村委員】 6月公募ということですけど、もう6月に入っているので、これから公募するということですか。

これはホームページとかそういうので公募するのでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 先ほど御説明の中でちょっと触れましたが、今回の選考に係る事務局となりますのは、区長部局の総務課でございます。一義的にはそこで全てというところなんですけど、今、聞いているところでは6月の募集に向けて、最終の詰めをまさに行っているというところでございます。

募集の方法に関してですが、恐らく広報紙では当然に行うものと思います。それからホームページ等では行うだろうというふうに考えてございます。

【吉村委員】 分かりました。

【教育長】 よろしいでしょうか。

ほかにはございますか。よろしいですか。

それでは、教育委員の公募についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項3、令和5年度感染症による臨時休業措置状況について説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、区立学校の令和5年度の感染症による臨時休業措置状況について御報告をいたします。

資料5を御覧ください。

こちらはインフルエンザによる臨時休業等になりますが、インフルエンザにつきましては、報道等にもございまして、全国的に、特に学校において集団感染が広がっている状況でございます。

品川区立の学校につきましても、5月の第3週からインフルエンザによる学級・学年閉

鎖が急増してございます。

資料にございますように、5月8日からの約1か月間で延べ27校、41学級で、臨時休業となっております。特に地域による隔たり等は見られておらず、品川区全体で流行しているという状況でございます。

このような状況を受けまして、6月1日に校長・園長連絡会が開催されましたが、その際に、こちらのほうの注意喚起及び基本的な感染症対策について周知をしているところでございます。

また、こちら6月2日以降もインフルエンザによる学級閉鎖が増えてございます。これ以降、延べ8校、8学級で臨時休業がされてございますが、その中で、1校、義務教育学校の7年生になりますが、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖が、1学級出てございます。以上で、私からの説明は終わります。

【教育長】 質疑はございますか。

富尾職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 インフルエンザは、A型、B型どちらかは分かっているのでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 型まではこちらでは把握してございません。

【富尾教育長職務代理者】 分かりました。もう一つお願いいたします。

コロナのほうは5類になったということですが、学級閉鎖になる場合の欠席者の人数等々は何か変更等がありましたでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 新型コロナウイルスに関わっての学級閉鎖につきましては、国、文部科学省のガイドラインがございまして、そちらを参考としております。

学級閉鎖の場合ですが、感染判明後、次のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合ということで、1つ目が、同一の学級において関連する複数の感染者が判明した場合。次が、感染が確認された児童生徒が1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒が複数いる場合。3つ目にその他、教育委員会が必要と判断した場合ということで、今回の場合は、一番最初の同一の学級に関連する複数の感染者が判明したということで学級閉鎖としてございます。

以上でございます。

【富尾教育長職務代理者】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、令和5年度感染症による臨時休業措置状況については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

そのほかにございますでしょうか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —